

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		完成検査済証の再交付
根拠法令(例規)及び条項		危険物の規制に関する政令 第 8 条第 4 項
法令(例規)番号		昭和 34 年 9 月 26 日政令第 306 号
関 係 条 項		危険物の規制に関する政令第 8 条第 3 項
所 管 課 係 名		予防課予防係
審 査 基 準	基 準	前項の完成検査済証の交付を受けている者は、完成検査済証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した場合は、これを交付した市町村長等にその再交付を申請することができる。
	審査基準未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		5 日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		防火対象物点検報告の特例の認定
根拠法令(例規)及び条項		消防法第 8 条の 2 の 3 第 1 項(第 36 条第 1 項において準用する場合を含む。)
法令(例規)番号		昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号
関 係 条 項		消防法施行規則第 4 条の 2 の 8 第 1 項
所 管 課 係 名		予防課指導係
審 査 基 準	基 準	消防長又は消防署長は、前条第 1 項の防火対象物であつて次の要件を満たしているものを、当該防火対象物の管理について権原を有する者の申請により、同項の規定の適用につき特例を設けるべき防火対象物として認定することができる。 - 申請者が当該防火対象物の管理を開始した時から 3 年が経過していること。 - 当該防火対象物について、次のいずれにも該当しないこと。 - 過去 3 年以内において第 5 条第 1 項、第 5 条の 2 第 1 項、第 5 条の 3 第 1 項、第 8 条第 3 項若しくは第 4 項、第 8 条の 2 の 5 第 3 項又は第 17 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項の規定による命令(当該防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はその他の法令に違反している場合に限る。)がされたことがあり、又はされるべき事由が現にあること。 - 過去 3 年以内において第 6 項の規定による取消しを受けたことがあり、又は受けるべき事由が現にあること。 - 過去 3 年以内において前条第 1 項の規定にかかわらず同項の規定による点検若しくは報告がされなかつたことがあり、又は同項の報告について虚偽の報告がされたことがあること。 - 過去 3 年以内において前条第 1 項の規定による点検の結果、防火対象物点検資格者により点検対象事項が点検基準に適合していないと認められたことがあること。 - 前号に定めるもののほか、当該防火対象物について、この法律又はこの法律に基づく命令の遵守の状況が優良なものとして総務省令で定める基準に適合するものであると認められること。
	審査基準未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		30 日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		危険物の仮貯蔵及び仮取扱の承認
根拠法令(例規)及び条項		消防法第 10 条第 1 項ただし書
法令(例規)番号		昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号
関 係 条 項		
所 管 課 係 名		予防課予防係
審 査 基 準	基 準	指定数量以上の危険物は、貯蔵所(車両に固定されたタンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所(以下「移動タンク貯蔵所」という。)を含む。以下同じ。)以外の場所でこれを貯蔵し、又は製造所、貯蔵所及び取扱所以外の場所でこれを取り扱ってはならない。ただし、所轄消防長又は消防署長の承認を受けて指定数量以上の危険物を、10 日以内の期間、仮に貯蔵し、又は取り扱う場合は、この限りでない。
	審査基準未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		14 日
備 考		消防法等に関する行政手続法施行上の留意事項について(平成 6 年 9 月 28 日消防総第 705 号、消防予第 246 号、消防危第 79 号、消防災第 211 号、消防震第 69 号、消防特第 179 号)参照

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		危険物施設の完成検査前検査
根拠法令(例規)及び条項		消防法第 11 条の 2 第 1 項
法令(例規)番号		昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号
関 係 条 項		消防法第 11 条第 1 項、第 5 項
所 管 課 係 名		予防課予防係
審 査 基 準	基 準	政令で定める製造所、貯蔵所若しくは取扱所の設置又はその位置、構造若しくは設備の変更について前条第 1 項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る工事で政令で定めるものについては、同条第 5 項の完成検査を受ける前において、政令で定める工事の工程ごとに、当該製造所、貯蔵所又は取扱所に係る構造及び設備に関する事項で政令で定めるもの(以下この条及び次条において「特定事項」という。)が第 10 条第 4 項の技術上の基準に適合しているかどうかについて、市町村長等が行う検査を受けなければならない。
	審査基準未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		5 日
備 考		消防法等に関する行政手続法施行上の留意事項について(平成 6 年 9 月 28 日消防総第 705 号、消防予第 246 号、消防危第 79 号、消防災第 211 号、消防震第 69 号、消防特第 179 号)参照

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		危険物施設変更の許可
根拠法令(例規)及び条項		消防法第 11 条第 1 項
法令(例規)番号		昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号
関 係 条 項		消防法第 11 条第 2 項、第 3 項、第 4 項
所 管 課 係 名		予防課予防係
審 査 基 準	基 準	製造所、貯蔵所又は取扱所を設置しようとする者は、政令で定めるところにより、製造所、貯蔵所又は取扱所ごとに、次の各号に掲げる製造所、貯蔵所又は取扱所の区分に応じ、当該各号に定める者の許可を受けなければならない。製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備を変更しようとする者も、同様とする。 1 消防本部及び消防署を置く市町村(次号及び第 3 号において「消防本部等所在市町村」という。)の区域に設置される製造所、貯蔵所又は取扱所(配管によつて危険物の移送の取扱いを行うもので政令で定めるもの(以下「移送取扱所」という。)を除く。)当該市町村長 2 消防本部等所在市町村以外の市町村の区域に設置される製造所、貯蔵所又は取扱所(移送取扱所を除く。)当該区域を管轄する都道府県知事 3 一の消防本部等所在市町村の区域のみに設置される移送取扱所 当該市町村長 4 前号の移送取扱所以外の移送取扱所 当該移送取扱所が設置される区域を管轄する都道府県知事(二以上の都道府県の区域にわたつて設置されるものについては、総務大臣)
	審査基準未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		14 日
備 考		消防法等に関する行政手続法施行上の留意事項について(平成 6 年 9 月 28 日消防総第 705 号、消防予第 246 号、消防危第 79 号、消防災第 211 号、消防震第 69 号、消防特第 179 号)参照

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		危険物施設設置の許可
根拠法令(例規)及び条項		消防法第 11 条第 1 項
法令(例規)番号		昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号
関 係 条 項		消防法第 11 条第 2 項、第 3 項、第 4 項
所 管 課 係 名		予防課予防係
審 査 基 準	基 準	製造所、貯蔵所又は取扱所を設置しようとする者は、政令で定めるところにより製造所、貯蔵所又は取扱所ごとに、次の各号に掲げる製造所、貯蔵所又は取扱所の区分に応じ、当該各号に定める者の許可を受けなければならない。製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備を変更しようとする者も、同様とする。 1 消防本部及び消防署を置く市町村(次号及び第 3 号において「消防本部等所在市町村」という。)の区域に設置される製造所、貯蔵所又は取扱所(配管によって危険物の移送の取扱いを行うもので政令で定めるもの(以下「移送取扱所」という。)を除く。) 当該市町村長 2 消防本部等所在市町村以外の市町村の区域に設置される製造所、貯蔵所又は取扱所(移送取扱所を除く。) 当該区域を管轄する都道府県知事 3 一の消防本部等所在市町村の区域のみに設置される移送取扱所 当該市町村長 4 前号の移送取扱所以外の移送取扱所 当該移送取扱所が設置される区域を管轄する都道府県知事(二以上の都道府県の区域にわたって設置されるものについては、総務大臣)
	審査基準未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		21 日
備 考		消防法等に関する行政手続法施行上の留意事項について(平成 6 年 9 月 28 日消防総第 705 号、消防予第 246 号、消防危第 79 号、消防災第 211 号、消防震第 69 号、消防特第 179 号)参照

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		危険物施設の完成検査
根拠法令(例規)及び条項		消防法第 11 条第 5 項
法令(例規)番号		昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号
関 係 条 項		危険物の規制に関する政令第 8 条第 1 項、第 2 項、第 3 項
所 管 課 係 名		予防課予防係
審 査 基 準	基 準	第 11 条第 1 項の規定による許可を受けた者は、製造所、貯蔵所若しくは取扱所を設置したとき又は製造所、貯蔵所若しくは取扱所の位置、構造若しくは設備を変更したときは、当該製造所、貯蔵所又は取扱所につき市町村長等が行う完成検査を受け、これらが前条第 4 項の技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。ただし、製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備を変更する場合において、当該製造所、貯蔵所又は取扱所のうち当該変更の工事に係る部分以外の部分の全部又は一部について市町村長等の承認を受けたときは、完成検査を受ける前においても、仮に、当該承認を受けた部分を使用することができる。
	審査基準未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		5 日
備 考		消防法等に関する行政手続法施行上の留意事項について(平成 6 年 9 月 28 日消防総第 705 号、消防予第 246 号、消防危第 79 号、消防災第 211 号、消防震第 69 号、消防特第 179 号)参照

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		仮使用の承認
根拠法令(例規)及び条項		消防法第 11 条第 5 項
法令(例規)番号		昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号
関 係 条 項		消防法第 11 条第 1 項
所 管 課 係 名		予防課予防係
審 査 基 準	基 準	第 11 条第 1 項の規定による許可を受けた者は、製造所、貯蔵所若しくは取扱所を設置したとき又は製造所、貯蔵所若しくは取扱所の位置、構造若しくは設備を変更したときは、当該製造所、貯蔵所又は取扱所につき市町村長等が行う完成検査を受け、これらが前条第 4 項の技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。ただし、製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備を変更する場合において、当該製造所、貯蔵所又は取扱所のうち当該変更の工事に係る部分以外の部分の全部又は一部について市町村長等の承認を受けたときは、完成検査を受ける前においても、仮に、当該承認を受けた部分を使用することができる。
	審査基準未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		5 日
備 考		消防法等に関する行政手続法施行上の留意事項について(平成 6 年 9 月 28 日消防総第 705 号、消防予第 246 号、消防危第 79 号、消防災第 211 号、消防震第 69 号、消防特第 179 号)参照

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		予防規程の認可、変更認可
根拠法令(例規)及び条項		消防法第 14 条の 2 第 1 項
法令(例規)番号		昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号
関 係 条 項		法第 14 条の 2 第 2 項
所 管 課 係 名		予防課予防係
審 査 基 準	基 準	政令で定める製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者は、当該製造所、貯蔵所又は取扱所の火災を予防するため、総務省令で定める事項について予防規程を定め、市町村長等の認可を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。
	審査基準未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		14 日
備 考		消防法等に関する行政手続法施行上の留意事項について(平成 6 年 9 月 28 日消防総第 705 号、消防予第 246 号、消防危第 79 号、消防災第 211 号、消防震第 69 号、消防特第 179 号)参照

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		定期保安検査
根拠法令(例規)及び条項		消防法第 14 条の 3 第 1 項
法 令 (例 規) 番 号		昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号
関 係 条 項		
所 管 課 係 名		予防課予防係
審 査 基 準	基 準	
	審査基準未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの ①：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		実績がなく将来的に見込みがないため未設定。
備 考		消防法等に関する行政手続法施行上の留意事項について(平成 6 年 9 月 28 日消防総第 705 号、消防予第 246 号、消防危第 79 号、消防災第 211 号、消防震第 69 号、消防特第 179 号)参照

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		臨時保安検査
根拠法令(例規)及び条項		消防法第 14 条の 3 第 2 項
法 令 (例 規) 番 号		昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号
関 係 条 項		
所 管 課 係 名		予防課予防係
審 査 基 準	基 準	
	審査基準未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの ①：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		実績がなく将来的に見込みがないため未設定。
備 考		消防法等に関する行政手続法施行上の留意事項について(平成 6 年 9 月 28 日消防総第 705 号、消防予第 246 号、消防危第 79 号、消防災第 211 号、消防震第 69 号、消防特第 179 号)参照

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		防災管理点検報告の特例認定
根拠法令(例規)及び条項		消防法第 36 条第 1 項 (第 8 条の 2 の 3 第 1 項準用)
法令(例規)番号		昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号
関 係 条 項		消防法第 8 条の 2 の 3 第 1 項
所 管 課 係 名		予防課指導係
審 査 基 準	基 準	根拠法令及び条項(消防法第 36 条第 1 項において準用する同法第 8 条の 2 の 3 第 1 項)の規定による。 第八条の二の三 消防長又は消防署長は、前条第一項の防火対象物であつて次の要件を満たしているものを、当該防火対象物の管理について権原を有する者の申請により、同項の規定の適用につき特例を設けるべき防火対象物として認定することができる。 一 申請者が当該防火対象物の管理を開始した時から三年が経過していること。 二 当該防火対象物について、次のいずれにも該当しないこと。 イ 過去三年以内において第五条第一項、第五条の二第一項、第五条の三第一項、第八条第三項若しくは第四項、第八条の二の五第三項又は第十七条の四第一項若しくは第二項の規定による命令(当該防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はその他の法令に違反している場合に限る。)がされたことがあり、又はされるべき事由が現にあること。 ロ 過去三年以内において第六項の規定による取消しを受けたことがあり、又は受けるべき事由が現にあること。 ハ 過去三年以内において前条第一項の規定にかかわらず同項の規定による点検若しくは報告がされなかつたことがあり、又は同項の報告について虚偽の報告がされたことがあること。 ニ 過去三年以内において前条第一項の規定による点検の結果、防火対象物点検資格者により点検対象事項が点検基準に適合していないと認められたことがあること。 三 前号に定めるもののほか、当該防火対象物について、この法律又はこの法律に基づく命令の遵守の状況が優良なものとして総務省令で定める基準に適合するものであると認められること。 ○2 申請者は、総務省令で定めるところにより、申請書に前項の規定による認定を受けようとする防火対象物の所在地その他総務省令で定める事項を記載した書類を添えて、消防長又は消防署長に申請し、検査を受けなければならない。 ○3 消防長又は消防署長は、第一項の規定による認定をしたとき、又は認定をしないことを決定したときは、総務省令で定めるところにより、その旨を申請者に通知しなければならない。

		○４ 第一項の規定による認定を受けた防火対象物について、次のいずれかに該当することとなつたときは、当該認定は、その効力を失う。 一 当該認定を受けてから三年が経過したとき（当該認定を受けてから三年が経過する前に当該防火対象物について第二項の規定による申請がされている場合にあつては、前項の規定による通知があつたとき。）。 二 当該防火対象物の管理について権原を有する者に変更があつたとき。 ○５ 第一項の規定による認定を受けた防火対象物について、当該防火対象物の管理について権原を有する者に変更があつたときは、当該変更前の権原を有する者は、総務省令で定めるところにより、その旨を消防長又は消防署長に届け出なければならない。 ○６ 消防長又は消防署長は、第一項の規定による認定を受けた防火対象物について、次のいずれかに該当するときは、当該認定を取り消さなければならない。 一 偽りその他不正な手段により当該認定を受けたことが判明したとき。 二 第五条第一項、第五条の二第一項、第五条の三第一項、第八条第三項若しくは第四項、第八条の二の五第三項又は第十七条の四第一項若しくは第二項の規定による命令（当該防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はその他の法令に違反している場合に限る。）がされたとき。 三 第一項第三号に該当しなくなつたとき。 ○７ 第一項の規定による認定を受けた防火対象物（当該防火対象物の管理について権原が分かれているものにあつては、当該防火対象物全体が同項の規定による認定を受けたものに限る。）には、総務省令で定めるところにより、同項の規定による認定を受けた日その他総務省令で定める事項を記載した表示を付することができる。 ○８ 前条第三項及び第四項の規定は、前項の表示について準用する。
	審査基準未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標準処理期間		30 日
備考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間延長承認
根拠法令(例規)及び条項		危険物の規制に関する規則第 62 条の 5 の 3 第 2 項
法令(例規)番号		昭和 34 年 9 月 29 日総理府令第 55 号
関 係 条 項		消防法第 14 条の 3 の 2
所 管 課 係 名		予防課予防係
審 査 基 準	基 準	承認は、当該地下埋設配管において危険物の取扱いが休止され、次に掲げる安全対策がとられ、保安上支障がないと認めたときに行うものとする。 1 危険物が清掃等により完全に除去されていること。 2 危険物又は可燃性の蒸気が流入するおそれのある注入口又は配管に閉止板を設置する等、誤って危険物が流入するおそれのないようにするための措置が講じられていること。
	審査基準未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		14 日
備 考		製造所等のうち地盤面下に設置された配管を有するものに係る定期点検を対象とする。

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		休止中の地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの漏れの点検期間延長承認
根拠法令(例規)及び条項		危険物の規制に関する規則第 62 条の 5 の 2 第 2 項
法令(例規)番号		昭和 34 年 9 月 29 日総理府令第 55 号
関 係 条 項		消防法第 14 条の 3 の 2
所 管 課 係 名		予防課予防係
審 査 基 準	基 準	承認は、当該地下貯蔵タンク又は二重殻タンクにおいて危険物の貯蔵及び取扱が休止され、次に掲げる安全対策がとられ、保安上支障がないと認めたときに行うものとする。 1 危険物が清掃等により完全に除去されていること。 2 危険物又は可燃性の蒸気が流入するおそれのある注入口又は配管に閉止板を設置する等、誤って危険物が流入するおそれのないようにするための措置が講じられていること。
	審査基準未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		14 日
備 考		危険物の規制に関する政令第 8 条の 5 第 1 号、第 2 号、第 4 号及び第 5 号に掲げる製造所等に係る定期点検を対象とする。

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		保安検査時期の変更
根拠法令(例規)及び条項		危険物の規制に関する政令第 8 条の 4 第 2 項ただし書
法令(例規)番号		昭和 34 年 9 月 26 日政令第 306 号
関 係 条 項		消防法第 14 条の 3 第 1 項、危険物の規制に関する規則第 62 条の 2 第 1 項、第 2 項
所 管 課 係 名		予防課予防係
審 査 基 準	基 準	
	審査基準未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの ①：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		実績がなく将来的に見込みがないため未設定。
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		危険物施設設置の許可
根拠法令(例規)及び条項		消防法第 11 条第 1 項
法令(例規)番号		昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号
関 係 条 項		消防法第 11 条第 2 項、第 3 項、第 4 項
所 管 課 係 名		予防課予防係
審 査 基 準	基 準	製造所、貯蔵所又は取扱所を設置しようとする者は、政令で定めるところにより、製造所、貯蔵所又は取扱所ごとに、次の各号に掲げる製造所、貯蔵所又は取扱所の区分に応じ、当該各号に定める者の許可を受けなければならない。製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備を変更しようとする者も、同様とする。 1 消防本部及び消防署を置く市町村(次号及び第 3 号において「消防本部等所在市町村」という。)の区域に設置される製造所、貯蔵所又は取扱所(配管によって危険物の移送の取扱いを行うもので政令で定めるもの(以下「移送取扱所」という。)を除く。) 当該市町村長 2 消防本部等所在市町村以外の市町村の区域に設置される製造所、貯蔵所又は取扱所(移送取扱所を除く。) 当該区域を管轄する都道府県知事 3 一の消防本部等所在市町村の区域のみに設置される移送取扱所 当該市町村長 4 前号の移送取扱所以外の移送取扱所 当該移送取扱所が設置される区域を管轄する都道府県知事(二以上の都道府県の区域にわたって設置されるものについては、総務大臣)
	審査基準未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		21 日
備 考		消防法等に関する行政手続法施行上の留意事項について(平成 6 年 9 月 28 日消防総第 705 号、消防予第 246 号、消防危第 79 号、消防災第 211 号、消防震第 69 号、消防特第 179 号)参照